

役員選出に関する内規

第1条 理事会は選挙管理委員会を設置する。

2) 選挙管理委員は2名とし、理事でない会員から選出する。

第2条 有権者は選挙有権者名簿作成時にその前年度までの会費を納入した通常会員とする。

第3条 投票は書面又は電磁的方法による投票で行うものとする。

第4条 投票によって、得票数の上位7名を理事として選出する。

2) 同数の得票者が出て理事を7名選出できない場合は、理事会が順位を決める。その際、新理事会における男女の比、専門分野、理事の居住地域等のバランスを考慮して決定する。

第5条 選挙において選出された理事7名の合議により会長候補者を選出する。

第6条 投票によって、得票数の上位2名を監事として選出する。

2) 同数の得票者が出て監事を2名選出できない場合は、理事会が順位を決める。その際、それまでの監事経験、年齢、居住地など考慮して決定する。

第7条 選挙管理委員会は理事・監事の開票結果を理事会に報告次第、解散する。

第8条 本内規の変更は理事会の議を経ることを要する。

付則1 本内規は2007年2月1日から施行する。

付則2 本内規は2014年12月14日から改正施行する。

付則3 本内規は2018年12月8日から改正施行する。

付則4 本内規は2020年12月25日から改正施行する。